

規則新旧対照表
(第二種廃棄物埋設施設、クリアランス)

資料1 参考2

○許可

改正後(令和2年4月1日施行)	改正前
<p>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則</p> <p>(第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請)</p> <p>第二条 法第五十一条の二第三項の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 法第五十一条の二第三項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。 [イ・ロ 略]</p> <p>ハ 廃棄物埋設施設の一般構造</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 耐津波構造(設置許可基準規則第五条に規定する津波に対して廃棄物埋設施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。)</p> <p>[(3)~(7) 略]</p> <p>[ニ~リ 略]</p> <p>[三~五 略]</p> <p>六 法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(以下「令」という。)第三十条第二</p>	<p>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則</p> <p>(第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請)</p> <p>第二条 [同左]</p> <p>一 [同左]</p> <p>二 [同左]</p> <p>[イ・ロ 同左]</p> <p>ハ [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) 耐津波構造(第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十号)第五条に規定する津波に対して廃棄物埋設施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。)</p> <p>[(3)~(7) 同左]</p> <p>[ニ~リ 同左]</p> <p>[三~五 同左]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>2 [同左]</p>

項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

[一～七 略]

八 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

九 [略]

十 [略]

十一 [略]

3 [略]

4 法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十一号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十一条の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(変更の許可の申請)

第三条 令第三十三条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度、総放射エネルギー及び区画別放射エネルギーを記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては第二条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第五号の変更予定時期の変更に係る場合にあつては放射能の減衰に応じて

[一～七 同左]

[号を加える。]

八 [同左]

九 [同左]

十 [同左]

3 [同左]

4 法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十一条の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(変更の許可の申請)

第三条 [同左]

一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度、総放射エネルギー及び区画別放射エネルギーを記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては第二条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第五号の変更予定時期の変更に係る場合にあつては放射能の減衰に応じて

<p>行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規定する措置の変更又は廃止についてそれぞれその時期を記載し、<u>法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第二条第一項第六号に規定する事項を記載すること。</u></p> <p>二 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>[一～七 略]</p> <p><u>八 変更後における廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</u></p> <p>3 [略]</p>	<p>行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規定する措置の変更又は廃止についてそれぞれその時期を記載すること。</p> <p>二 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[一～七 同左] [号を加える。]</p> <p>3 [略]</p>
--	--

○保安規定認可

改正後(令和2年4月1日施行)	改正前
<p>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則</p> <p>(保安規定)</p> <p>第二十条 法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 [略] [号を削る。]</p> <p>二 <u>品質マネジメントシステムに関すること(品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等(次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</u>。</p> <p>三 [略]</p> <p>四 [略]</p> <p>五 <u>廃棄物埋設施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</u></p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの [(1)~(4) 略] (5) <u>非常の場合に講ずべき処置に関すること。</u></p> <p>ハ[略]</p> <p>六 [略]</p> <p>七 [略]</p>	<p>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則</p> <p>(保安規定)</p> <p>第二十条 [同左]</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 <u>安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)</u>に関すること。</p> <p>三 <u>廃棄物埋設施設の品質保証に関すること(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</u>。</p> <p>四 [同左]</p> <p>五 [同左]</p> <p>六 <u>廃棄物埋設施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</u></p> <p>イ [同左]</p> <p>ロ [同左] [(1)~(4) 同左]</p> <p>(5) 非常の場合に<u>採るべき処置に関すること。</u></p> <p>ハ[同左]</p> <p>七 [同左]</p> <p>八 [同左]</p>

<p>八 [略] 九 [略] 十 [略] 十一 [略] [号を削る。] [号を削る。] 十二 [略] 十三 放射性廃棄物の受入れ(前号に掲げるものを除く。)、運搬、 廃棄その他の取扱い(事業所の外において行う場合を含む。)に 関すること。 十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。 十五 <u>設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の保全に関する措置に 関すること。</u> 十六 [略] 十七 <u>廃棄物埋設施設の施設管理に関すること。</u> [十八・十九 略] 二十 <u>不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定する ものをいう。以下この号及び次項第十八号において同じ。)</u>が 発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する こと。 二十一 [略] 2 第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者は、当該 認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に 定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第 一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事 項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければなら ない。これを変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>九 [同左] 十 [同左] 十一 [同左] 十二 [同左] 十三 <u>廃棄物埋設施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に 関すること。</u> 十三 <u>廃棄物埋設施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に 関すること。</u> 十四 [同左] 十五 放射性廃棄物の受入れ(前号に掲げるものを除く。)、運搬、 廃棄その他の取扱いに関すること。 十六 非常の場合に採るべき処置に関すること。 [号を加える。] 十七 [同左] [号を加える。] [十八・十九 同左] 二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の 公開に関すること。 二十一 [同左] 2 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者は、当 該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に 定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八 第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる 事項(法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者 にあつては、第八号、第十二号及び第十九号を除く。)を追加し、</p>
---	--

<p>一 [略] [号を削る。]</p> <p>二 <u>品質マネジメントシステム</u>に関する<u>こと(手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</u>。</p> <p>三 <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステム</u>に関する<u>こと(手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</u>。</p> <p>四 [略] 五 [略] 六 <u>廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</u> [イ～ハ 略] [号を削る。]</p> <p>七 [略] 八 [略] 九 [略] [号を削る。]</p> <p>十 [略] [号を削る。]</p> <p>十一 <u>放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱い(事業所の外において行う場合を含む。)</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>一 [同左] 二 <u>安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)</u> <u>に関すること</u></p> <p>三 <u>廃棄物埋設施設の品質保証</u>に関する<u>こと(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</u>。</p> <p>四 <u>廃止措置の品質保証</u>に関する<u>こと(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</u>。</p> <p>五 [同左] 六 [同左] 七 <u>廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関すること</u> であつて次に掲げるもの [イ～ハ 同左] 八 <u>放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置に関すること</u>。</p> <p>九 [同左] 十 [同左] 十一 [同左] 十二 <u>第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視(前号に掲げるものを除く。)</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>十三 [同左] 十四 <u>廃棄物埋設施設の巡視及び点検並びにこれに伴う処置に関すること</u>。</p> <p>十五 <u>放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱い</u>に関する<u>こと</u>。</p>
---	---

<p>十二 非常の場合に講ずべき処置に関する事。 十三 <u>設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の保全に関する措置に関する事。</u> 十四 [略] 十五 [略] 十六 <u>廃棄物埋設施設の施設管理に関する事。</u> [号を削る。] 十七 [略] 十八 [略] 十九 [略] 二十 [略] 3 法第五十一条の十八第一項の規定により認可又は変更の認可を受けた保安規定について<u>第一項第六号</u>に掲げる事項の変更の認可を受けようとする者は、<u>第一項</u>の申請書に第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書を添えて提出しなければならない。</p> <p>[4・5 略]</p>	<p>十六 非常の場合に採るべき処置に関する事。 [号を加える。] 十七 [同左] 十八 [同左] [号を加える。] 十九 <u>廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関する事。</u> 二十 [同左] 二十一 [同左] 二十二 [同左] 二十三 [同左] 3 法第五十一条の十八第一項の規定により認可又は変更の認可を受けた保安規定について<u>第一項第七号又は前項第八号</u>に掲げる事項の変更の認可を受けようとする者は、<u>第一項又は前項</u>の申請書に第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書を添えて提出しなければならない。</p> <p>[4・5 同左]</p>
--	--

○廃止措置計画認可

改正後(令和2年4月1日施行)	改正前
<p>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則</p> <p>(廃止措置計画の認可の申請)</p> <p>第二十二條の七 法第五十一條の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>[一・二 略]</p> <p>三 <u>廃止措置対象附属施設及びその敷地</u></p> <p>[四～七 略]</p> <p>八 <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステム</u></p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。</p> <p>[一～五 略]</p> <p>[号を削る]</p> <p>六 [略]</p> <p>七 [略]</p> <p>九 <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</u></p> <p>十 [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則</p> <p>(廃止措置計画の認可の申請)</p> <p>第二十二條の七 [同左]</p> <p>[一・二 同左]</p> <p>三 <u>廃止措置の対象となる廃棄物埋設地の附属施設(以下「廃止措置対象附属施設」という。)</u>及びその敷地</p> <p>[四～七 同左]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[一～五 同左]</p> <p>六 <u>廃止措置期間中に機能を維持すべき廃棄物埋設施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書</u></p> <p>七 [同左]</p> <p>八 [同左]</p> <p>九 <u>品質保証計画に関する説明書</u></p> <p>十 [同左]</p> <p>3 [同左]</p>

○クリアランス

改正後(令和2年4月1日施行)	改正前
<p>試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則</p> <p>(測定及び評価の方法の認可の申請)</p> <p>第五条 放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を受けようとする者は、法第六十一条の二第二項の規定により、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>[一～九 略]</p> <p><u>十 放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステム</u></p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。</p> <p>[一～六 略]</p> <p><u>七 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法に関すること。</u></p> <p>八 <u>放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステム</u>に関すること。</p> <p>九 [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則</p> <p>(測定及び評価の方法の認可の申請)</p> <p>第五条 [同左]</p> <p>[一～九 同左]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[一～六 同左]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>七 放射能濃度の測定及び評価のための品質保証に関すること。</p> <p>八 [同左]</p> <p>3 [同左]</p>